

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和3年11月19日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 21番  
質問者 駒崎 高行

### 記

#### 1 野火止用水洗掘調査と今後の取り組みについて

平成29年3月議会で、野火止用水の用水敷きの管理や法面崩落について、危機感を持って様々な角度で一般質問させていただいた。令和2年12月には、議会として東京都知事に「野火止用水の保全に必要な整備、及び維持管理等に対する助成措置を求める意見書」を提出し、主に予算措置を求めている。それを受けての事と思うが、今年度は、野火止用水の洗掘について調査委託を行う事になっている。その調査の状況、結果を伺うと共に、今後の野火止用水の洗掘に対する有効な対策を求めて以下伺う。

- (1) 野火止用水の洗掘の調査の進捗、調査結果の概要、今後の予定を伺いたい。
- (2) 野火止用水沿いには長く人が住み、洗掘に対しても各々対策している歴史がある。住民が自ら水際に石やコンクリート板を置いている箇所では、洗掘が防げている。予てから主張しているが、洗掘が進み、掘れてしまった箇所に、石などを置くことで、それ以上の洗掘は防止できると思う。効果があると思うのだが、いかがか。
- (3) 野火止用水の管理については東京都により野火止用水歴史環境保全地域に指定され、東京都との連携（許可）が必要となる。東京都は、掘れてしまった箇所に、自然の物である石などを置くことで洗掘を防止する事が、歴史環境保全の方針に合致しないと考える可能性はあるか。
- (4) 東京都が合致しないという考えの場合、大規模な護岸工事を行う以外

にないのではないか。例え擬木を使ったとしても、「用水路は原型のまま保全することを基本とし」とある保全の方針と違背すると思うが東京都の考えはどうか。都は清瀬市竹丘周辺の野火止用水の擬木コンクリートで両脇を完全に固めた土が無い状態にすることを求めているのか。

- (5) 豪雨により恩多町3丁目の橋の際が崩落した箇所をしばらく土のうでカバーしていた事もある。最終的な工事はともかくとして、玉石を入れ込むなど先に挙げたような簡易な方法で、洗掘対策を早急に東京都と連携して行っていただきたいがいかがか。

## 2 投票所の登録制と投票済証明書について

令和元年12月議会で「選挙の票環境の整備について」として詳しく伺った。経費の問題など大きな課題があることは理解したが、市民満足度、暮らしやすい東村山のために再度伺う。また、東村山市での投票済証明書の扱いについて伺いたい。

- (1) 各投票所に回線を繋ぐことで、どの投票所でも投票できるようにするという提案をしたところ、回線を繋ぐために1カ所約300万円という答弁があった。市の情報所管に問うが、この金額は適正なものか。参考としてサンパルネ、市民課出張窓口である各公民館、各ふれあいセンターとの回線接続の実績金額を提示していただきたい。
- (2) 投票所の登録制について以下伺う。
- a) ある個人が第n投票所と識別されるのは、住所か、データ項目か。
  - b) データ項目であれば、本人からの申し出でそれを別な第x投票所に変更することはできると考える。いかがか。
  - c) それ以降、選挙はがき、投票所では最初から第x投票所として登録されていたと同じ挙動をすると考えるがいかがか。
  - d) 選挙人名簿と住民基本台帳の関係、データの形式（リレーショナルデータベースだと信じているが）など選挙人名簿に関する説明をお願いしたい。
- (3) 投票済証明書の扱いについて伺う。
- 投票済証明書を発行すること自体やデザイン、渡し方などが法などによる規定はないと思われる。投票に行ったか行かなかったかの証明としての意味より、市として感謝を表わすこと、また記念として捉える市民が

いてもよいと思う。当市はどのように考え、また事業者によっては選挙割引、投票割引などを行う可能性もあるので何点か伺う。

a) 投票済証明書は、どのように発行されているか。枚数実績などは分かるか。

b) 市によっては、「1人1枚」と注意書きしただけで、投票所に積んであるという形もある。デザインも見直すことを要望する。いかがか。

c) 市長に伺う。市民参加の最たるものである選挙の投票に対して、市が感謝する意味で投票済証明書を充実させることへの見解をいただきたい。